

平成30年7月20日

京都経営者協会

会長 小畠 英明 殿

京都労働局長

高井 吉昭



京都府知事

西脇 隆俊



京都市長

門川 大作



学生アルバイトの適正な労働条件の確保について（要請）

時下、益々御清栄のこととお喜び申し上げます。

日頃は労働行政、府政及び市政の推進に格別の御理解と御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、京都府内では多数の大学生等が第三次産業を中心にアルバイトとして勤務しておりますが、都道府県人口に占める大学生等の割合をみると京都府が全国で最も高くなっています。人手不足が深刻化する中、企業の学生アルバイトに対する期待は大きいものと思われます。

また近年、学生アルバイトの勤務時間数は増加傾向を示し、長期休暇中だけでなく授業期間中もアルバイトで働く学生の割合が増加するなど、学生とアルバイトの結びつきは強まっています。

こうした中、京都ブラックバイト対策協議会が取り組む具体的方策の調査検討を行うため、平成29年度に実施した大学生等に対するアンケート調査の結果によると、

アルバイト経験者のうち、4人に1人が学業等への支障があり、6人に1人が事業主等とのトラブルを経験したと回答しています。

また、トラブルの内容では、「一方的に急なシフト変更を命じられた」などシフトに関するものが多かったほか、「労働時間が6時間を超えても休憩時間がなかった」、「準備や片付けの時間の賃金が支払われなかつた」等の法律違反のおそれがあるものも認められたところです。

御承知のとおり、労働基準法をはじめとする労働基準関係法令は、労働時間、賃金その他の労働条件の最低基準を定めており、事業主は労働基準関係法令を十分に理解の上、これを遵守し、適正な労働条件を確保する必要があります。

加えて、学生の本分は学業であることにも御配慮いただき、シフト設定上の配慮等、学業とアルバイトが適切な形で両立できる環境を整えていただくことも重要です。

また、アルバイトの内容についても、企業の魅力発信とともに、将来を見据えた人格形成、キャリアアップを図る場となるよう、努めていただきたいと考えております。

つきましては、貴会におかれましては、下記の点について傘下会員に対する周知・啓発に御協力を賜りますようお願いいたします。

なお、京都労働局、京都府及び京都市の3行政機関は、人を大切にする京都ならではの働き方改革の推進を目指し、ブラックバイト対策協議会を全国ではじめて設置し、高校や大学でのワークルール教育の充実とともに事業主向け労働関係法令セミナーの開催などの労使双方への周知・啓発を行っているほか、学生が気軽に相談できる窓口を設置していますので、併せて周知いただきますようお願い申し上げます。

記

- 1 労働契約を締結する際には、労働条件を明示すること。
- 2 賃金の適正な支払いを行うこと。
- 3 必要な休憩時間を付与すること。
- 4 その他労働基準関係法令を遵守すること。
- 5 学業との両立のためシフト設定に当たり配慮すること。